二　筆記試験の実施期日及び場所
㈠　実施期日　令和八年八月四日（火）及び五日（水）
㈡　場所　北海道、岩手県、福島県、群馬県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び熊本県
注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。
三　口述試験の実施期日及び場所
㈠　実施期日　令和八年十月二十六日（月）から十一月二十七日（金）までの間で林野庁長官の指定する日
㈡　場所　北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県、福岡県及び熊本県
注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。
四　受験資格　森林法施行規則第九十一条及び第九十二条に定める受験資格を有する者であること。
五　受験手続
㈠　受験願書等の入手方法　受験願書並びに森林法施行規則第九十四条第一項第一号に掲げる履歴書及び同項第三号に掲げる証明書の用紙は、林野庁森林整備部研究指導課において交付するほか、林野庁ホームページに掲載する受験案内のページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/ken_sidou/fukyuu/annai.html）からダウンロードするものとする。
㈡　受験願書及び添付書類の提出　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、五㈣アの受付用メールアドレス（rinya_jinzai@maff.go.jp）宛てに提出するものとする。受験願書又は添付書類に不備がある場合において、受験資格を満たしていることが確認できない等試験実施事務に支障があるときは、当該不備の補正を求める。この場合において、指定した期限までに補正が行われないときは、受験願書を受理しない。
ア　森林法施行規則第九十四条第一項各号に掲げる書類
イ　森林法施行規則第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達し、かつ、大学院を修了していない林業改良指導員資格試験合格者が森林法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年農林水産省令第五号）附則第二条の経過措置の適用を受ける場合にあっては、林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
ウ　ア及びイに掲げる書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合にあっては、戸籍抄本その他の改姓又は改名があったことを証明する書類
㈢　併願による受験　一㈠イの区分の受験者は受験願書の提出に際して、併せて一㈠アの区分の受験者としての取扱いを希望することができる。
㈣　受験願書及び添付書類の提出方法等
ア　提出方法　メール送信とする。宛先は受付用メールアドレス（rinya_jinzai@maff.go.jp）とし、件名は「令和八年度林業普及指導員資格試験受験願書」とする。添付ファイルはパスワードを付し、別メールでパスワードを送信するものとする。
イ　受付期間　令和八年四月六日（月）から令和八年五月八日（金）までとする。
ウ　その他　特段の事情によりメールが使用できない場合は、林野庁森林整備部研究指導課普及教育班（〇三（三五〇一）五七二一）に問合せるものとする。
㈤　受験票の交付　受験願書を受理したときは、受験票を交付し、筆記試験の場所を通知する。
㈥　口述試験の通知　口述試験の実施期日等は、令和八年十月上旬に筆記試験に合格した者に通知する。
注：通知時期は事情により変わることがある。
六　合格者の発表　口述試験施行後一箇月以内に公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。
七　地域森林総合監理区分に合格した者の登録
林野庁長官は一㈠イの区分に合格した者を森林総合監理士として登録する。
八　個人情報の取扱い　受験願書及び添付書類に記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務及び七の登録のために使用する。
九　その他
㈠　受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ること。
㈡　受験資格、受験手続等の詳細については、林野庁ホームページに掲載する受験案内のページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/ken_sidou/fukyuu/annai.html）を確認し、不明な点がある場合は、五㈣アの受付用メールアドレス（rinya_jinzai@maff.go.jp）に問合せメールを送信すること。

中小企業診断士試験に関する公告

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第192号）第39条第２項の規定に基づき、令和８年度における中小企業診断士試験を実施する期日、場所その他試験の実施に必要な事項を次のとおり公告する。

令和８年４月６日

経済産業大臣　赤澤　亮正

Ⅰ．第１次試験
１　受験資格　年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
２　試験期日　令和８年８月１日（土曜日）及び令和８年８月２日（日曜日）
３　試験科目及び試験の方法　第１次試験は、次に掲げる科目について、多肢選択式による筆記の方法により行う。
なお、他の国家試験の合格者等又は令和６年度若しくは令和７年度の第１次試験の一部の科目に合格した者に対して、その者の申請により当該試験科目を免除することができるものとする。
(1)　経済学・経済政策
(2)　財務・会計
(3)　企業経営理論
(4)　運営管理（オペレーション・マネジメント）
(5)　経営法務
(6)　経営情報システム
(7)　中小企業経営・中小企業政策
４　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、松山、福岡、那覇の各地区
５　試験の実施に関する事務を行う機関　一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会
６　受験手数料　17,200円
７　受験申込受付期間及び受験申込方法
(1)　受験申込受付期間　令和８年４月23日（木曜日）から令和８年５月27日（水曜日）まで
(2)　受験申込方法　Ⅰの７(1)に掲げる受験申込受付期間内に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が提供するオンライン申込システムにおいて受験申込手続きを行うとともに、受験手数料及びオンライン決済事務手数料を一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が指定する決済方法により支払うこと。
８　合格発表
(1)　第１次試験合格者　令和８年９月１日（火曜日）に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲載する。
また、第１次試験合格者には、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会から中小企業診断士第１次試験合格証書をオンラインにより交付する。
(2)　科目合格者　令和８年９月１日（火曜日）に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会のホームページにおいて科目合格者の受験番号を掲載する。
また、科目合格者には、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会から科目合格通知書をオンラインにより交付する。
９　その他　試験の詳細については、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会がホームページで公表する中小企業診断士第１次試験案内を参照すること。

Ⅱ．
１　受験資格　令和７年度若しくは令和８年度の第１次試験に合格した者又は中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第79号）附則第５条第１項第２号の規定により第１次試験の合格を経ずに受験することができる者。
２　試験期日　令和８年10月25日（日曜日）
３　試験科目及び試験の方法　第２次試験は、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、短答式又は論文式による筆記試験を行う。
４　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各地区
５　試験の実施に関する事務を行う機関　一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会
６　受験手数料　15,100円